

令和4年9月宇治市議会定例会

条例改正議案の新旧対照表②

財政課

# 目 次

議案番号	議 案 名	新旧対照表に記載している条例	頁
議案第54号	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を制定するについて	宇治市建築基準法等関係事務手数料条例	1

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
別表第1・別表第2 (略)		別表第1・別表第2 (略)	
別表第3(第2条関係)		別表第3(第2条関係)	
手数料の種類	手数料の額	手数料の種類	手数料の額
(1) 一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(第5号に規定するものを除く。)	(略)	(1) 一戸建ての住宅に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(第4号に規定するものを除く。)	(略)
(2) 一戸建ての住宅以外の建築物(当該建築物が住宅の用途のみに供されるものである場合に限る。)に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(当該建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合(当該申請と同時に当該建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下同じ。))	(略)	(2) 一戸建ての住宅以外の建築物(当該建築物が住宅の用途のみに供されるものである場合に限る。)に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(第4号	(略)

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
<p>を除く。)に係る低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合を含む。)に限る。)(第5号に規定するものを除く。)</p>		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に規定するものを除く。)</p>	
<p>(3) 一戸建ての住宅以外の建築物(当該建築物が住宅の用途のみに供されるものである場合を除く。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(3) 一戸建ての住宅以外の建築物(当該建築物が住宅の用途のみに供されるものである場合を除く。)のうち建築物</p>	<p>(略)</p>
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(当該建築物全体の低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合(当該申請と同時に当該建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)に係る低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合を含む。)に限る。)(第5号に規定するものを除く。)</p>		<p>全体又は住宅の用途に供する部分若しくは非住宅部分に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(次号_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に規定するものを除く。)</p>	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
<p>(4) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(当該建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)に係る低炭素建築物新築等計画の認定を申請する場合に限る。)</p>	<p>当該住宅の用途に供する部分の数に、当該部分の床面積の合計の第1号の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額を乗じた額</p>	<p>(削る。)</p>	
<p>(5) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう併せて申し出る場合に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>第1号から第3号までの区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第1号に規定する額(構造計算適合性判定を要する建築物である場合は、同表第1号の2に規定する額)を加算した額</p>	<p>(4) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう併せて申し出る場合に係る低炭素建築物新築等計画認定申請手数料</p>	<p>前3号 _____ の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第1号に規定する額(構造計算適合性判定を要する建築物である場合は、同表第1号の2に規定する額)を加算した額</p>
備考		備考	
<p>1 第1号から第4号までに規定する床面積の合計は、次の各号に掲げられる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 低炭素化のための建築物の新築等をする場合 当該建築物の新築等に係る部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)の床面積</p> <p>(2) 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更をする場合 当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分(共用部分に係る審</p>		<p>1 第1号から第3号までに規定する床面積の合計は、次の各号に掲げられる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1) 低炭素化のための建築物の新築等をする場合 当該建築物の新築等に係る部分 _____ の床面積</p> <p>(2) 認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更をする場合 当該低炭素建築物新築等計画の変更に係る部分 _____</p>	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案							
<p>査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)の建築物の床面積の2分の1(床面積の増加する部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。))にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第4(第2条関係)</p>		<p>_____の建築物の床面積の2分の1(床面積の増加する部分_____にあつては、当該増加する部分の床面積)</p> <p>2 (略)</p> <p>別表第4(第2条関係)</p>							
手数料の種類	手数料の額	手数料の種類	手数料の額						
(1)～(3) (略)		(1)～(3) (略)							
(4) 一戸建ての住宅に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(第7号に規定するものを除く。)	当該住宅に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額	(4) 一戸建ての住宅に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(第6号に規定するものを除く。)	当該住宅に係る次の表に掲げる床面積の合計の区分に応じ、同表に定める額						
	<table border="1"> <tr> <td>200平方メートル未満のもの</td> <td>35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第8号及び第9号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)</td> </tr> <tr> <td>200平方メートル以上</td> <td>(略)</td> </tr> </table>		200平方メートル未満のもの	35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第8号及び第9号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)	200平方メートル以上	(略)	<table border="1"> <tr> <td>200平方メートル未満のもの</td> <td>35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第7号及び第8号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)</td> </tr> <tr> <td>200平方メートル以上</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	200平方メートル未満のもの	35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第7号及び第8号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)
200平方メートル未満のもの	35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第8号及び第9号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)								
200平方メートル以上	(略)								
200平方メートル未満のもの	35,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録住宅性能評価機関が証する書類(以下この号、次号ア、第7号及び第8号アにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、5,000円)								
200平方メートル以上	(略)								

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
	のもの		のもの
(5) 一戸建ての住宅以外の建築物に	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額 ア (略) イ ア以外の部分の床面積の合計	(5) 一戸建ての住宅以外の建築物のうち建築物全体又は住宅の用途に供する部分若しくは非住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(当該建築物全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合(当該申請と同時に当該	当該建築物に係るア及びイの表に掲げる部分の床面積の合計の区分に応じ、当該ア及びイの表に定める額を合算した額 ア (略) イ ア以外の部分の床面積の合計
に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(当該建築物全体の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合(当該申請と同時に当該	300平方メートル未満のもの 233,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類(以下この号及び第9号イにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、10,000円)	300平方メートル未満のもの 233,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類(以下この号及び第8号イにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、10,000円)	300平方メートル未満のもの 233,000円(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の基準に適合する旨を登録建築物エネルギー消費性能判定機関が証する書類(以下この号及び第8号イにおいて「適合証」という。)が添付されている場合は、10,000円)
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの～50,000平方メートル以上のもの		300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの～50,000平方メートル以上のもの

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
<p>建築物のうち住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合を含む。)に限る。)(第7号に規定するものを除く。)</p>		<p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____に</p>	<p>規定するものを除く。)</p>
<p>(6) 一戸建ての住宅以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料(当該建築物のうち</p>	<p>当該住宅の用途に供する部分の敷に、当該部分の床面積の合計の第4号の表に掲げる区分に応じ、同表に定める額を乗じた額</p>	<p>(削る。)</p>	



宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行		改正案	
住宅の用途に供する部分(共用部分を除く。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合に限る。)			
(7) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう併せて申し出る場合に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	第4号及び第5号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第1号に規定する額(構造計算適合性判定を要する建築物である場合は、同表第1号の2に規定する額)を加算した額	(6) 建築基準関係規定適合審査を受けるよう併せて申し出る場合に係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	前2号の区分に応じこれらの号に規定する額に、別表第1第1号に規定する額(構造計算適合性判定を要する建築物である場合は、同表第1号の2に規定する額)を加算した額
(8)・(9) (略)		(7)・(8) (略)	
備考 1 第1号から第6号まで並びに第8号及び第9号に規定する床面積の		備考 1 第1号から第5号まで並びに第7号及び第8号に規定する床面積の	

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合 当該建築物の新築等に係る部分(共用部分  に に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)の床面積</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合することにより建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受ける場合又は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合することにより建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受ける場合における第5号及び第9号の規定の適用については、これらの号中「233,000円」とあるのは「89,000円」と、「291,000円」とあるのは「114,000円」と、「376,000円」とあるのは「149,000円」と、「537,000円」とあるのは「242,000円」と、「661,000円」とあるのは「315,000円」と、「781,000円」とあるのは「379,000円」と、「891,000円」とあるのは「444,000円」と、「1,111,000円」とあるのは「576,000円」とする。</p>	<p>合計は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める面積について算定する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合 当該建築物の新築等に係る部分(共用部分(建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第2条第4項に規定する共用部分をいう。以下同じ。))に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)の床面積</p> <p>(5)・(6) (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 基準省令第10条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に規定する基準に適合することにより建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を受ける場合又は基準省令第1条第1項第1号ロに規定する基準に適合することにより建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受ける場合における第5号及び第8号の規定の適用については、これらの号中「233,000円」とあるのは「89,000円」と、「291,000円」とあるのは「114,000円」と、「376,000円」とあるのは「149,000円」と、「537,000円」とあるのは「242,000円」と、「661,000円」とあるのは「315,000円」と、「781,000円」とあるのは「379,000円」と、「891,000円」とあるのは「444,000円」と、「1,111,000円」とあるのは「576,000円」とする。</p>

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例新旧対照表

現行	改正案
<p>5 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準に適合することにより建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受ける場合における第8号及び第9号の規定の適用については、第8号中「35,000円」とあるのは「18,000円」と、「39,000円」とあるのは「20,000円」と、第9号ア中「71,000円」とあるのは「34,000円」と、「118,000円」とあるのは「59,000円」と、「201,000円」とあるのは「106,000円」と、「287,000円」とあるのは「160,000円」と、「556,000円」とあるのは「283,000円」と、「987,000円」とあるのは「482,000円」と、「1,818,000円」とあるのは「849,000円」とする。</p> <p>6 次の各号に掲げる認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物について当該各号に定める書類(当該建築物が当該認定に係る基準に適合することを確認することができるものに限る。)が提出されたときは、第4号及び第5号並びに第8号及び第9号に規定する適合証が添付されたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>5 基準省令第1条第1項第2号イ(2)及び同号ロ(2)又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する基準に適合することにより建築物のエネルギー消費性能に係る認定を受ける場合における第7号及び第8号の規定の適用については、第7号中「35,000円」とあるのは「18,000円」と、「39,000円」とあるのは「20,000円」と、第8号ア中「71,000円」とあるのは「34,000円」と、「118,000円」とあるのは「59,000円」と、「201,000円」とあるのは「106,000円」と、「287,000円」とあるのは「160,000円」と、「556,000円」とあるのは「283,000円」と、「987,000円」とあるのは「482,000円」と、「1,818,000円」とあるのは「849,000円」とする。</p> <p>6 次の各号に掲げる認定の申請があつた場合において、当該申請に係る建築物について当該各号に定める書類(当該建築物が当該認定に係る基準に適合することを確認することができるものに限る。)が提出されたときは、第4号及び第5号並びに第7号及び第8号に規定する適合証が添付されたものとみなす。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>